

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第3号)の条件を備えている者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を備えているほか、当該</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号及び第3号)に掲げる条件を備えているほか、当該災害</p>

災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)~(9) 略

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。)、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。)及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。)

(入居者の保管義務等)

第16条 略

2 略

3 入居者又はこれと現に同居する者は、次の行為をしてはならない。

(1) 暴力団員の住居として使用させる行為(自らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(2) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(3) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産

発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)~(9) 略

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者(配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。)、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者(一時保護を受けた者を含む。)及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。)又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。)

(入居者の保管義務)

第16条 略

2 略

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

(4) 前各号に定めるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為

(使用料)

第24条の16 略

2 略

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第4号又は第5号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4及び5 略

別表第1(第2条の2関係)

名称	位置
略	
宮岡団地	八頭郡八頭町国中
略	
伯南第2団地	日野郡日南町霞

別表第2(第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町

(使用料)

第24条の16 略

2 略

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第5号又は第6号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

4及び5 略

別表第1(第2条の2関係)

名称	位置
略	
国中団地	八頭郡八頭町国中
宮岡団地	
略	
伯南第2団地	日野郡日南町霞
小江尾団地	日野郡江府町大字江尾

別表第2(第26条関係)

名称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	
伯南第1団地 伯南第2団地	日南町
小江尾団地	江府町

第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、<u>第3号及び第4号</u>）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、第3号）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第10号の改正は、公布の日から施行する。